

2015年7月吉日

お取引先様各位

東京都港区西新橋一丁目1番15号
物産都市開発株式会社
代表取締役社長 古谷 俊介

東京都港区西新橋一丁目1番15号
物産不動産株式会社
代表取締役社長 小倉 邦彦

会社分割及び事業承継に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、物産都市開発株式会社と物産不動産株式会社は事業の更なる発展を目的として、物産不動産株式会社の不動産開発・賃貸事業を2015年10月1日をもって分割し、物産都市開発株式会社がこれを承継、加えて分割承継会社となる物産都市開発株式会社の商号を「三井物産都市開発株式会社」に変更する予定でございますので、ご案内申し上げます。

新体制のもと、従業員一同努力研鑽してゆく所存でありますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 会社分割の概要

	分割会社	分割承継会社
商号	物産不動産株式会社	物産都市開発株式会社
事業内容	不動産開発・賃貸事業	不動産開発・ソリューション事業
所在地	東京都港区西新橋一丁目1番15号	東京都港区西新橋一丁目1番15号
代表者	小倉 邦彦	古谷 俊介
資本金	55億円	1億2千万円
効力発生日	2015年10月1日	

- (1) 「三井物産都市開発株式会社」では今後の事業拡大に備えて資本規模の充実を図る為、資本金の額の増加を予定しております。
- (2) 物産不動産株式会社の子会社である物産プロパティメント株式会社は、2015年10月1日をもって三井物産ファシリティーズ株式会社と合併し、総合施設管理業を営む「三井物産フォアサイト株式会社」(予定)として、更なる事業の発展を目指します。

2. 本件に関するお問い合わせ先（2015年9月30日まで）

物産不動産株式会社 業務部 03-3503-1220

物産都市開発株式会社 管理部 03-5521-6211

3. 事務手続きのご案内

(1) お取引先様からのお振込みについて

物産不動産株式会社については、2015年10月1日以降にお振込みいただく銀行口座に変更はございませんが、振込み先の口座名義については「三井物産都市開発株式会社」宛としてくださいますようお願い申し上げます。尚、登記の関係上、10月1日より2週間程度は口座名義が旧社名のままとなりますが、受取人が新社名、旧社名いずれの場合でも、振込み手続きには支障はございません。

物産都市開発株式会社については、2015年10月1日より銀行口座が変更となる為、お取引先様には個別に詳細をご連絡させていただきます。

(2) お取引先様との契約等について

2015年9月30日までに物産不動産株式会社が締結した契約及びこれに係る債権債務残高につきましては、2015年10月1日に「三井物産都市開発株式会社」に承継致します。お取引先様の社内の事務手続き上、不都合等がございましたらご相談ください。

以上